

肱川

発行場 肱川村役場
1959.5.20
編集 肱川村教育委員会

臨時村議会を開く

五月六日初の臨時村議会を開いて次の議案を議決した。

- 議長選挙について
- 副議長選挙について
- 常任委員の選任について
- 監査委員の選任について
- 臨時出納検査立会人の互選について

議長 山内利政
副議長 永田茂喜
常任委員 ○印委員長 安川正則
副委員長 岩田植太郎
山田公義
水田等悟
山内利政
山内登起雄
藤川守仲
佐久保邦澄
堀川史朗
出川千助
植木武雄
玉井関太郎
玉井関太郎
丸山音澄
永田茂喜

鹿野川湖に「白鳥号」浮ぶ

鹿野川ダム建設に伴う人造湖の警備用として船を購入することとなり四月十八日「白鳥号」は進水し、新緑の山を背景に美しい姿を湖に浮べています。
白鳥号は、今後遊覧船として利用することになっておりますので、御希望の方は観光係、又は船へ御連絡下さい。
料金は次の通り
定員三十名 貸切り
坂石往復(一時間)二・五〇〇
円 尚小人数の場合は十二人迄
一・二〇〇円 十三人以上一人につき百円増し

臨時出納検査立会人
兵頭 賀寿満
東 道雄
上田 治男
富永 一
(監査委員)

肱川村議会議員選挙結果

投票区	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
第一	一、一四四	一、〇七八	六六	九四・二三
第二	四六六	四二七	三九	九一・六三
第三	七四八	六六三	八五	八八・六四
第四	六六六	六〇九	五七	九一・四四
第五	一四七	一三九	八	九四・五六
第六	四九三	四四八	四五	九〇・八七
第七	二一四	一九三	二一	九〇・一九
計	三、八七八	三、五五七	三二一	九一・七二

候補者	得票数	定員	得票率
出水千助	一五四	十八名	一四・四七
植木武雄	一五四		一四・四七
堀川史朗	一四九		一三・八一
富永一	一四八		一三・八〇
丸山音澄	一四一		一三・六三
永田茂喜	一三八		一三・〇五
山内利政	一三三		一二・七〇
東道雄	一三〇		一三・〇五
玉井関太郎	一二九		一三・〇五
山田公義	一二五		一二・九一
菅本登起雄	一二五		一二・九一

県議会議員の投票結果

投票区	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
第一	一、一三四	一、〇一〇	一三四	八九・〇七
第二	四六四	三八九	七五	八三・八四
第三	七五二	六三二	一二〇	八四・〇四
第四	六六九	五八七	八二	八七・七四
第五	一四七	一三七	一〇	九三・二〇
第六	四八九	四二〇	六九	八五・八九

第七計	得票数
計	二一三
内有効投票	三、八六八
無効票	三、三六一
計	二七
内有効投票	五〇七
無効票	八六・八九

村の人口動態

姓	名	年齢	性別	備考
山鳥坂	出	昭和三四・四・三〇	生	
谷	長		男	
岡	岡		男	
千	千		男	
久	久		男	
智	智		男	
和	和		男	
二	二		男	
山	山		男	
松	松		男	
池	池		男	
中	中		男	
伊	伊		男	
兵	兵		男	
岡	岡		男	
西	西		男	
中	中		男	
山	山		男	
鳥	鳥		男	
坂	坂		男	
谷	谷		男	
山	山		男	
西	西		男	
山	山		男	
下	下		男	
森	森		男	
上	上		男	
北	北		男	
川	川		男	
松	松		男	
本	本		男	
泉	泉		男	
大	大		男	
谷	谷		男	
計	計		男	
世帯	世帯		女	
計	計		女	

六月二日は
参議院議員の
選挙が行われ
ます
みなもれな
く投票致しま
しょう

本月の出来ごと

- 〇 四月
- 一五日 農業委員会開催
- 一六日 教育委員会、茶業組合役員会を開く
- 一七日 選挙管理委員会、婦人会役員会を開く
- 一八日 観光船「白鳥」号進水
- 二〇日 村常会を開く
- 二〇日 村議会を開く
- 二一日 村議選挙告示、立候補受付開始 毛利代議士来村
- 二二日 村議選立候補締切り
- 二二日 (届出二一名)
- 二三日 県議会議員選挙投票
- 二四日 新農議会開催
- 二七日 西田県議来村
- 二七日 婦人会、青年団役員会を開く
- 二八日 選挙管理委員会を開く
- 二八日 河内県議来村
- 三〇日 村議会議員選挙投票
- 〇 五月
- 一日 白鳥号検査のため海運局松山支局員来村
- 二日 鹿野川地区敬老会
- 三日 憲法記念日 老人会総会
- 四日 小中学校教職員研修会
- 五日 手供の日 選挙管理委員会
- 六日 臨時村議会
- 七日 参院選挙告示 慰霊塔除幕式 慰霊祭執行
- 九日 岡山農地事務局須藤係長、八幡浜農地事務所長 開拓事業視察のため来

家畜の定期出張

五月一日から懸案だった畜産専門技術員として、賀久博行獣医が就任、早速患畜の治療に、管理の指導にと席のあたたまる間のない活動を開始してあるが、とりあえず左記日程を定期出張相談日として、畜産経営、管理、家畜の健康診断等に応ずることとしましたので、御利用下さい。

日	時	場	所
五日		大谷	専業所
七日		赤岩	専業所
九日		予子林	〃
一二日		中居谷	公会堂
一五日		岩谷	農協
一七日		小嶽倉	庫

(毎月一回)

注意
1 他地区への指導及診療等の関係があるので、各場所とも、午前九時—十時迄に相談者のない時は帰庁するか、巡回指導のため離れます。
2 牛をひき出すことが出来ない場合は、本人が出て、相談の上、そこでの相談指導終了後、自宅へ出向きます。
3 部落等での会合、研究会、その他必要であれば、昼夜に拘らず出向きますから、経済係へ連絡下さい。

免税点の新設や引上げ

物品税と入場税の改正点

大洲税務署

物品を買えば物品税、映画を見れば入場税とこれらはいずれも皆さんの知らないうちに納められている税金です。七百億円の減税が実施され、今年からはこうした税金(間接税)も安くなります。毎日の家計に直接ひびくこれらの税金がどんなに変わるか、以下そのあらましをお知らせしましょう。

「物品税」
零細な業者が生産する品物について、改正前の税負担の不均衡を是正するとともに、負担の軽減をはかる目的で、課税の変更や税率の引下げなどが行われたものです。改正になった品物のうち、主なものは次のとおりです。
〇 課税が廃止になる主な物品名
飾物、がん具類のうち、三輪車、歩行補助器等

品名	税率
文書類のうち、万年筆、シャープペンシル、ペーパーナイフ等	〇
家具のうち、下駄箱、針箱、盆類等	〇
運動用具のうち、野球、庭球、卓球、陸上競技用具等	〇
金庫のうち、手提金庫	〇
ラムネ	〇
課税の最低限の新設ないし引上げが行われる主要物品名(カッコ内が改正前のもの)	
第一種 (省 略)	
第二種	
楽器、琴、三味線	八・〇〇〇円 (種別なく)
その他	三・五〇〇円 (二・二〇〇円)
室内装飾品	小売二・五〇〇円 (一・〇〇〇円)
囲碁用具等、碁盤	三・〇〇〇円 (一・〇〇〇円)
将棋盤	二・〇〇〇円 (一・〇〇〇円)
茶道用具等	二・五〇〇円 (一・〇〇〇円)
つり道具	一・五〇〇円 (八〇〇円)
照明器具	一・五〇〇円 (スタンド一・〇〇〇円)
かばん等	五・〇〇〇円 (大型かばん四・〇〇〇円)
飾物、がん具等	一・一〇〇円 (がん具八〇〇円)

品名	税率
漆器、磁器	六五〇円 (陶器、茶わん五五〇円)
文具類	五五〇円 (アルバム三五〇円)
化粧用具	八〇〇円 (コンパクト五五〇円)
家具	二・三・〇〇〇円 (大型タンス一八・〇〇〇円)
時計	二・五七〇円 (腕時計二・三〇〇円)
電球類	三〇ワット以上非課税 (蛍光灯二〇ワット以下非課税)
ラジオ	四・五〇〇円 (四・〇〇〇円)

「入場税」
映画館などに対する入場税の基本税率を引下げるとともに、臨時興行に新たに免税点を設ける等八月から改正が行われる。なお、この改正を機会に新しいデザインの入場券がお目見得することになりますが、自分の納めた入場税が正しく国の収入にすることを確認するためにも、入場券の半券はキチンキチンと受取るようにしたいものです。
基本税率の引下げ
映画館または競馬場、競輪場などに対する基本税率が入場料金七〇円までは一割、七〇円超一〇〇円までは二割、一〇〇円超は三割となる。(旧税率は、五〇円まで一割、五〇円超八〇円までは二割、八〇円超一三〇円まで三割、一三〇円超一五〇円まで四割、一五〇円超五割)
また、演芸、音楽、見せ物についても、これらを専ら催す場所については演劇と同様の入場税率(三〇〇円まで二割、三〇〇円超三割)が適用される。(旧税率は映画と同じ)

2 免税点の新設
小屋掛けなど、臨時興行料金が一人一回すべて二〇円以下のときは入場税がかからない。
×××× ×××× ××××
映画館に御入場の際入場券の半片を必ず受取りましょう。半片は入場税を納めた証拠、半片を渡さぬ場合はタライ廻しの方法で入場券が再使用され、大切な入場税が脱税されるおそれが多分にあります。皆さんは半片を請求する権利があり、興行業者は交付する義務があります。

